



オペレーショナル・ガイダンス・ノート ベトナム

目次

1. 序文	1.1 – 1.4
2. 国別評価	2.1
保護の主体	2.2
国内移住	2.3
国別指針に関する判例	2.4
3. 申立ての主なカテゴリー	3.1 – 3.8
反政府活動	3.9
少数民族集団	3.10
人身売買の被害者	3.11
少数宗派集団	3.12
ゲイ及びレズビアン	3.13
刑務所の状況	3.14
4. 未成年者が自己の権利で申請を行う場合	4.1 – 4.4
5. 治療が必要な場合	5.1 – 5.5
6. 帰還	6.1 – 6.5

1 序文

- 1.1 本書は英国国境庁の担当者に、ベトナム国籍者／居住者から提出される最も一般的な種類の申請の性質及び取扱いに関するガイダンスを提供する。これには、申請が、庇護、人道的保護又は裁量による在留許可を正当化する見込みがあるか否かも含まれる。担当者は、上記の分野の方針の詳細について、関連する庇護指令を参照しなければならない。
- 1.2 担当者は、本ガイダンスに記載される出身国情報に基づいて決定を下してはならない。この情報は背景を提供することだけを意図したものであり、包括的なものではない。本ガイダンスに記載する結論は、入手可能な証拠の総合性に基づくものであり、本書に記載する簡略な抜粋だけを基準にしたものではない。担当者も、利用可能な全ての証拠を考慮に入れなければならない。従って、本ガイダンスは、関連する COI 局の出身国情報及び関連する他の情報と関連付けて閲読することが重要である。

COI 局の情報は、Horizon で公表されており、[内務省のウェブサイト Home Office website](#) 上で閲覧できる。

1.3 申請は個別の基準で検討されるべきであるが、本書に記載されるガイダンスを十分に考慮すること。庇護申請又は人道的保護の申請を検討する場合は、担当者は、移民規制の付属文書 FM(家族生活)及び、移民規則の第 276 ADE 項から 276DH (私生活) の規定を踏まえて ECHR の第 8 条の要素を考慮しなければならない。個人が強制退去の検討対象である場合は、担当者は、移民規則第 13 部の規定を踏まえて、ECHR の第 8 条の要素を検討しなければならない。担当者は公表された方針に従って、申請者が裁量許可に適格であるかどうかを検討しなければならない。

1.4 検討の結果、申請を却下する場合は、担当者は、国籍・移民・庇護法 2002 (Nationality Immigration and Asylum Act 2002)の第 94 節(2)の個別事案の認定権限の下に、明確な根拠がないことを証明できるかどうかを検討するべきである。物証なしに却下されることが明確な場合は、申請には明確な根拠がないことになる。

2 国別評価

2.1 担当者は、COI 局の関連する出身国情報資料を参照するべきである。特定国の人権状況の概観は、人権問題が大きく懸念される国の動向を説明する、以下の、人権に関する英外務連邦省 (Foreign & Commonwealth Office) (FCO)の年次報告書で閲覧できる。

<http://fcohdreport.readandcomment.com/read-and-download-the-report/>

2.2 保護の主体

2.2.1 担当者は、庇護指令の第 7 節 – [庇護申請の検討及び信憑性評価](#)を参照しなければならない。庇護に対する適格性を取得するためには、個人は条約上の理由による迫害の恐怖があり且つ、その迫害の恐怖に十分な根拠があること及び、その恐怖ゆえに出身国又は常居所での保護を求められない又は求めることが不本意であることを立証できなければならない。担当者は、申請者が当局又は当該国の全部又は大部分を支配する組織の保護をこれまでに求めた事実の有無、その結果又はこの行為がなされなかった理由を検討しなければならない。当局(又は当該国の全部又は大部分を支配する組織)が、迫害又は深刻な危害を予防するための合理的な措置を講じている場合に、有効な保護に一般的に提供されており、当該申請者にかかる保護を享受する権利を有している。適切な措置例としては、迫害又は深刻な危害に当たる行為の発見、訴追及び処罰に向けた実効的法制度の実施が挙げられる。

2.2.2 国内治安は公安省(Ministry of Public Security)(MPS)の担当であるが、一部の農村地域では、軍が一次政府機関であり、市民暴動発生時の社会的秩序の維持等の公安機能を実行する。同省は警察、国内治安特別調査機関(special national security investigative agency)及び他の治安部門を管理する。同省は民を監視するための世帯登録制度及び街区監視委員制度も維持管理している。この制度は以前よりも煩雑でなくなったが、同省は、非公認の政治活動に従事した疑いがある又は従事する可能性が疑われる個人を引き続き監視した。信頼できる報告書によれば、地方警察は、公共の安全にとって望ましくない又は脅

威と見なした政治活動家や宗教的信仰者などに対する嫌がらせ及び殴打に、「請負の暴漢(contract thugs)」や「市民団(citizen brigades)」を使った。¹

2.2.3 警察組織は省、郡、町村レベルに存在し、各レベルの人民委員会の権限下に置かれる。村(commune)レベルでは、住民で構成される警備部隊が警察を支援するのが一般的である。警察は一般に公共の秩序を守るのに有効であるが、特に、警察能力、特に捜査能力は概して非常に低い。警察の訓練と資源は不十分である。一部の外国政府は職業意識の向上に向けて、省の警察職員及び刑務官の訓練に何度も協力した。²

2.2.4 当局による虐待に対して救済を求める民事訴訟を起こすための明確又は有効な仕組みはない。民事訴訟は行政裁判所、民事裁判所及び刑事裁判所で審理され、その訴訟の全ては刑事訴訟と同様の手続きに従い、同じく裁判官と裁判員からなる合議体の構成員によって判決が下される。これらの3つのレベルの裁判所は全て汚職、独立性の欠落、及び経験不足という同じ問題を抱えていた。³

2.2.5 法によって、公務員による人権侵害に対する不服申立てを進めようとする市民は、多数の障害に直面する。その不服申立てを行政裁判所に付託する許可を求めるため、まず告発した公務員に対し申立てをすることが求められる。公務員が申立てを拒否する場合は、その市民は申立てをその公務員の上官に付託することができる。公務員又はその上官が、不服申立ての審理を承諾する場合は、その問題は行政裁判所が取り上げる。行政裁判所が裁判の続行に同意する場合は、その訴訟事件は、身体的な傷害を伴う疑惑のある虐待から発生した医療費の20%未満の救済を求める民事裁判所又は、医療費の20%を超える救済を求める刑事裁判所のいずれかに付託される。付託及び許可というこの複雑な制度は、市民が民事・刑事司法手続きに頼って人権侵害の救済を求めても、あまり有効ではなかった上、その制度に精通した法律の専門家も少なかった。政府は、各省に対する集団訴訟の行使を相次いで阻止したため、土地所有権の陳情者の共同不服申立ては無効になった。⁴

2.2.6 公務員の汚職に対する刑罰は法の定めるところであるが、政府はこの法律を実効的に実施しないことがあり、公務員は汚職の実行に関与しても刑事責任を問われなかった。汚職は依然として大きな問題であった。政府は汚職撲滅に向けた努力を重ね、中央政府の予算の公表及び調査措置の合理化等を行う他、汚職で告発された公務員の事件を公表することもあった。⁵

2.2.7 汚職禁止法によって、民間人は、非効率な政府、行政手続、汚職及び経済政策について

¹ 2013年4月19日に公表された米国務省、人権状況国別報告書2012、ベトナム編、第1節
<http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

² 2013年4月19日に公表された米国務省、人権状況国別報告書2012、ベトナム編、第1節
<http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

³ 2013年4月19日に公表された米国務省、人権状況国別報告書2012、ベトナム編、第1節
<http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

⁴ 2013年4月19日に公表された米国務省、人権状況国別報告書2012、ベトナム編、第1節
<http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

⁵ 2013年4月19日に公表された米国務省、人権状況国別報告書2012、ベトナム編、第4節
<http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

公然と苦情を述べることができるのだが、政府は、当局が規制したものでない限り、公然たる政治批判を犯罪とみなした。行動を容易にするために訴えを起こす人々を団結させようとする試みは、法律違反と見なされ、実行者は逮捕の対象となった。伝えられるところによれば、政府及び党上層部は、引き続き多くの省に出向いて、市民の訴えを解決することに努めた。虐待を減らすために地方の役人に圧力を加える、という明確に練り上げられた公式な取組みの中で、土地利用に関連した汚職は報道機関によって大々的に報じられた。⁶

2.2.8 警察の汚職はあらゆるレベルで重大な問題として残っており、警察官は時に罰せられずに済んだ。警察内部を監視する体制は存在したが、政治からの影響を受けていた。⁷

2.2.9 ハノイの最高人民裁判所(Supreme People's Court)は最高裁判所で、全ての下級裁判所に対し、民事及び刑事上の裁判権を行使する。この最高裁判所は、事案によっては、第一審の審理を行うこともある。人民裁判所は省及び市ごとに設置されており、一審及び二審の裁判権を行使する。軍事法廷は人民軍(People's Army)の構成員及び国家安全保障が関わる事案を審理する。1993年法の採択により、事業紛争を検討する経済裁判所が設立された。各省、諸官庁及び全国民の法の遵守は、最高人民検察院(Supreme People's Organ of Control)の下の人民検察院が関与する。最高人民裁判所の裁判長及び最高人民検察院の検察長官(Chief Procurator)は、大統領の推薦に基づいて国民議会によって選任される。⁸

2.2.10 裁判官及び裁判員の独立は法の定めるところであるが、ベトナム共産党(Communist Party of Vietnam)(CPV)は司法関係者の任命及びその他の仕組みの実効的支配を通じて且つ、多くの場合、評決の決定により、あらゆるレベルで裁判所を支配した。過去数年と同様に、司法制度は政治的影響、汚職の蔓延、及び非効率によって大きく歪められていた。全員ではないが、大半の裁判官はベトナム共産党の党員であり、裁判官に選ばれた理由の少なくとも1つは、その政治的見解であった。注目されている事件及び、党又は国家に対する異議申立てや有害な影響を理由に個人が罪に問われる事件では、党の影響力が特に顕著であった。⁹

2.2.11 熟練した弁護士及び裁判官は依然として不足していた。ベトナム弁護士連合会(Vietnam Bar Federation)は、ベトナムの大衆組織を監視し、司法省及びベトナム弁護士協会(Vietnam Lawyers Association)と緊密に協力するベトナム共産党の傘下組織、ベトナム祖国戦線(Vietnam Fatherland Front)(VFF)の監督下にある。同連合会は地方自治体の弁護士協会機能を監視し、弁護士の職務行動規範を相次いで策定した。¹⁰ 信頼できる報告書の

⁶ 2013年4月19日に公表された米國務省、人権状況国別報告書2012、ベトナム編、第4節 <http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

⁷ 2013年4月19日に公表された米國務省、人権状況国別報告書2012、ベトナム編、第4節 <http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

⁸ Europa World <http://www.europaworld.com> (定期購読者専用)国別概況:ベトナム、2012年3月20日閲覧 COIS 報告書 [Vietnam 20 April 2012](http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/policyandlaw/guidance/coi/) (第10項)

⁹ 2013年4月19日に公表された米國務省、人権状況国別報告書2012、ベトナム編、第1節 <http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

¹⁰ 2013年4月19日に公表された米國務省、人権状況国別報告書2012、ベトナム編、第1節

続きによれば、当局は被告側弁護士に圧力をかけ、宗教又は民主主義活動家が依頼人として審理を受けられないようにした。人権擁護に携わる弁護士は規制、嫌がらせ、逮捕及び資格剥奪の対象になり、場合によっては、政治活動家にあたるとして拘禁されることもあった。¹¹

2.3 国内移住

- 2.3.1** 担当者は国内移住に関する庇護指令を参照しなければならない。女性申請者の場合は、国内移住が『合理的な』選択肢になる状況についての指針として、庇護申請におけるジェンダー問題に関する AI を参照し、移民規則の第 3390 項に明記する調査を適用できるようにしなければならない。国内移住は国家主体による迫害と非国家主体による迫害の両事案に関係する可能性があることに留意することは重要であるが、主に、特定地域の非国家主体による迫害行為の背景に最も関連があるようである。当該個人が迫害を恐れる十分な根拠のない地域が帰還国に存在し、そこに居住することが合理的に予想できる場合は、当該個人は庇護の付与に適格でないことになる。同様に、当該個人が深刻な危害を受ける真の危険に晒されない地域が帰還国に存在し、そこに居住することが合理的に予想できる場合には、当該個人は人道的保護の付与に適格でないことになる。当該国のその地域に普及する一般的状況と、ジェンダー問題等の当該関係者の個人的事情の両方を勘案するべきである。担当者は、これが適用される庇護申請のジェンダー問題を参照しなければならない。書類再発行問題等の帰還を阻む技術上の障害があるという事実は、国内移住の適用を阻む理由にならない。
- 2.3.2** 国家機関による、国家機関が許容する又は国家機関が黙認する虐待／迫害の真の危険を回避するための有効な方法が国内移住であるか否かは慎重に検討しなければならない。国家主体又は非国家主体の別に関係なく、出身地域内で虐待／迫害の真の危険に直面する申請者が、真の危険に晒されない地域に国内移住できる場合で、それを行うことが合理的である場合は、庇護又は人道的保護を却下するべきである。
- 2.3.3** 国内移住、海外旅行、移住及び帰還の自由は憲法の定めるところであるが、政府は特定の個人に対しては移動に制限を課した。政府は国連難民高等弁務官事務所(UHCR)及び他の人道組織が、国内避難民、難民、帰還難民、庇護希望者、無国籍者及び他の懸念される個人を支援するのにおおむね協力した。¹²
- 2.3.4** 特定地域への移動に対する政府の制限によって、民間人及び外国人居住者は、国境地帯、防衛施設、国防に関わる工業地帯、「戦略的国家備蓄」(national strategic storage)及び「政治、経済、文化及び社会的目的上極めて重要な工場」に立ち入るための許可書の取得を義務付けられている。市民は、自宅以外の場所で一晚過ごす場合、地方警察にそれを登録することが求められた。政府は中央・北部山岳地帯の一部の郡において、こうした要件をより厳

<http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

¹¹ 2013年4月19日に公表された米国務省、人権状況国別報告書2012、ベトナム編、第1節

<http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

¹² 2013年4月19日に公表された米国務省、人権状況国別報告書2012、ベトナム編、第2節

<http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

格に実施しているようであった。外国パスポート所持者は、私宅に滞在する場合も登録を義務づけられているが、地方自治体が外国人訪問者に友人及び家族宅への滞在を拒否した事案は確認されていない。当局は居住法を広範に施行せず、農村地域から都市部への移動は絶えず発生したが、許可書のない移動の場合は、法的居住許可、普通教育及び保健医療給付を受けることはできなかった。¹³

- 2.3.5 ベトナムのある場所で迫害のおそれがある十分な理由がある申請者が、恐怖を感じる十分な理由がない他の場所に移住することは現実的であり、個人的事情を踏まえれば、それを期待することは不当に過酷なことではない。

2.4 国別指針に関する判例

Supreme Court: RT (Zimbabwe) & others v Secretary of State for the Home Department [2012] UKSC 38 (2012年7月25日) 最高裁判所は、**HJ (Iran)** における決定根拠は、政治的意見の疑いに関する事案に適用されると裁決した。国際人権法及び欧州人権法の下では、思想、意見及び表現の自由に対する権利は、非信仰者及び信仰者を保護するものであり、意見を抑制しない自由及び表明しない自由も網羅する。難民法は、強圧的な政権に対する偽りの支持を表明することも、迫害を避けるために不可知論者に宗教信仰者を装うことも義務付けていない。従って、迫害を避けるために個人が政治的信念又はそれがないことを修正又は否定することを期待するべきではない。

VP (Palliative AIDS treatment - return permissible) Vietnam [2004] UKIAT 00267 裁判所はこの上訴において、進行した AIDS に罹患する 19 歳のベトナム人が提起した上訴を取り下げた。裁判所は、上訴者が英国で受けている抗レトロウィルス治療によって寿命が数か月から 3 年延びたことを確認し、治療を中止していれば治療の効果が数か月以内に失われていただろうと述べた。裁判所によれば、ベトナム国内には苦痛緩和療法のみを行う AIDS 患者の施設が 1 か所あり、N に従って、これで十分であると判断した。

3 申立ての主なカテゴリー

- 3.1 本節では、ベトナムに居住権を持つ個人が(明示的か黙示的かを問わず) 人権擁護を理由に行った庇護申請、人道的保護申請及び裁量許可申請の主な種類を説明する。申請を行う個人が迫害、違法処刑又は拷問又は非人間的又は品位を傷付ける扱い／処罰の真の危険に遭遇する可能性の有無についての指示を、必要に応じて提示する。本節では、脅威が非国家主体による事案で保護を十分に受けられる可能性及び、国内移住が選択肢になる可能性についても指針を提示する。迫害、人道的保護、保護の充実及び国内移住に関する法律及び政策は関連する庇護指令に明記されているが、これが特殊なカテゴリーの申請にどう影響するかは以下の指示に明記する。庇護指令は全て、Horizon イントラネットサイトで閲覧できる。この指示は内務省のインターネットサイト [asylum_policy instructions](http://www.asylum-policy-instructions.gov.uk) 上でも公表されている。

¹³ 2013年4月19日に公表された米務省、人権状況国別報告書2012、ベトナム編、第2節 <http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

3.2 どの申請も、申請者が帰還時に条約上の理由、つまり、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見に起因して迫害を受けると確信する合理的な理由の有無を判断するべきである。申請の裏付けとして提示される資料をどの程度重視するかを決定する際は、[Karanakaran](#) の上訴裁判所の判決に明記されるアプローチに従うべきである(庇護指令の『[庇護申請の検討及び信憑性評価](#)』を参照)。

3.3 子どもが扶養家族又は主要申請者のいずれかとなる庇護申請事案の場合は、担当者は国境・市民権・移民法 2009 の第 55 節に適切な考慮を払わなければならない。UKBA の指令『[一人一人の子どもの大切に、子ども達のための変革](#)』には、あらゆる政府機関活動において考慮すべき主要原則が明記されている。

3.4 申請者が庇護に不適格である場合は、人道的保護の付与の妥当性について検討するべきである。庇護申請及び人道的保護の申請が却下される場合は、当該個人に裁量による在留許可(DL)を付与する説得力のある理由が存在する可能性がある。(裁量による在留許可に関する庇護指令を参照)

庇護指令の第 15 条(a)及び(b)及び ECHR の第 2 条及び 3 条の検討

3.5 庇護指令の第 15 条(c)に基づく保護ニーズの評価が必要になるのは、申請者が難民保護に不適格であり、(ECHR の第 2 条及び 3 条を広義に反映する)同指令の第 15 条(a)及び(b)に基づく補完的保護の資格がない場合だけである。暴力が常態化した状況への帰還を恐れる申請者は、第 3 条の基準が満たされているため、難民条約上の理由又は人道的保護の付与と関連性がある庇護認定を受けられる可能性があることを担当者に指摘しておく。

その他の過酷な人道的条件及び暴力の一般的レベル

3.6 国内の全般的状況 – 例えば、水、食料又は基本的避難所の欠如 – が、極端な場合には、帰還そのものが非人間的且つ品位を傷付ける扱いになり得るほど許容できない状況になるかもしれない。意思決定者は、入手可能な出身国情報で証明される国内及び帰還先地域の現状が、帰還した場合に個人にどのような影響を及ぼすかを検討する必要がある。検討すべき要因には、年齢、ジェンダー、健康、子どもへの影響、他の家族の状況及び利用可能な支援構造などが挙げられる。国がこれらの資源を差し押さえる場合は、これは条約上の理由による迫害及び ECHR の第 3 条の違反になり得ることに留意するべきである。

3.7 欧州人権裁判所(European Court of Human Rights)(ECHR)で下された、人道的危機が主として紛争当事者の直接及び間接的行動に起因するものであるという判決 [Sufi & Elmi v UK](#) を受けて、食料、衛生及び避難所等の最も基本的なニーズ及び虐待に対する脆弱性を申請者が提示できるか否かを配慮するべきである。この調査のいずれかを満たす申請者は保護を受ける資格がある。

信憑性

3.8 本ガイダンスは信憑性の問題を扱うことを意図するものではない。担当者は、利用可能な全ての証拠に基づいて、信憑性の問題を評価する必要がある。信憑性に関する指針については、『庇護指令 [『庇護申請の検討及び信憑性評価』](#)の第4節 – 庇護指令における意思決定』を参照。担当者は、各庇護申請が過去の英国ビザ申請と照合されたことを確認しなければならない。庇護申請が生体認証方式で過去のビザ申請に適合する場合は、詳細は UKBA ファイル内に存在するはずである。他の全ての事案では、担当者は CRS のデータベース照合により、非生体認証ビザへの適合がないことを確認すべきである。申請を処理したビザ発給事務所からのビザ申請用紙(Visa Application Form)(VAF)の取得を含め、庇護申請とビザの適合調査は、庇護申請者の聞き取り調査の前に行うべきである。

3.9 反政府活動家

3.9.1 申請者は、本人又はその血縁者が反政府活動に関与したことによる、ベトナム当局の迫害に相当する虐待を理由に、庇護及び／又は人権擁護を申請することがある。

3.9.2 扱い: ベトナム社会共和国は、ベトナム共産党(CPV)による一党独裁の権力国家である。党中央委員会書記長のグエン・フー・チョン(Nguyen Phu Trong)、首相のグエン・タン・ズン(Nguyen Tan Dung)及び大統領の チュオン・タン・サン(Truong Tan Sang)が最高幹部を務める。2011年5月に行われた直近の国民議会選挙は、自由も公正もない選挙であった。憲法はあらゆる権限及び政治権力を単独政党ベトナム共産党に与えており、ベトナム共産党の主導権を認めている。ベトナム共産党政治局(Politburo)は、表向きにはベトナム共産党中央委員会(Central Committee)に報告を行うことになっているが、国の最高意思決定機関として機能している。政治的反対運動及び他政党の結成は違法である。国民議会はベトナム共産党の管理下にあるが、次第に、立法機関として主張権限を強化している。国民議会及び憲法改正起草委員会(Constitutional Amendment Drafting Committee)は2012年2月に政府が招いた外国人専門家と会し、1992年憲法の改正が進む中での教訓及び最良の実践を討議した。2012年11月に可決され、2013年に発効予定の法律に基づき、大統領、首相、閣僚、最高人民裁判所判事及び国民議会議長は、国民議会の信任投票を毎年受けなければならない。¹⁴

3.9.3 憲法には、政府を平和的に交代する市民の権利についての規定がないため、国民は自分達を統治する法律及び役人を自由に選んだり交代させたりすることができなかった。¹⁵ 政治的反対運動及び他政党の結成は違法である。政府は公開での討論や批判を厳しく制限し続けた。一党独裁国家の正当性に対する公然たる異議はなかったが、2012年を通じて、民間人から、政府に批判的な非公認の書簡が提示される事例が複数あった。政府は継続して2006年に結成された複数の小規模な政治集団を弾圧し、それらの政治集団

¹⁴ 2013年4月19日に公表された米國務省、人権状況国別報告書2012、ベトナム編、第3節 <http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

¹⁵ 2013年4月19日に公表された米國務省、人権状況国別報告書2012、ベトナム編、第3節 <http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

の党員は逮捕され、恣意的に勾留された。¹⁶

3.9.4 ヒューマンライツ・ウォッチの報告によれば、2011年を通じて、政治に関わる裁判及び逮捕が絶え間なく発生した。民主化要求運動『アラブの春』の発生に対する政府の懸念に駆り立てられたものと見られている。2011年1月の第11回ベトナム共産党大会議(Vietnam Communist Party Congress)及び5月に行われた演说的な国民議会選挙で、今後5年間の党及び政府の幹部が選出された。¹⁷複数政党国家の建設を求める政治活動家集団、ブロック 8406(Bloc 8406)の構成員は相次いで、嫌がらせを受け収監された。¹⁸国内の人権擁護NGO、ベトナム人権ネットワーク(Vietnam Human Rights Network)(VHRN)は、政治活動家及びブロガーが警察に殴打され、逮捕され、たいていは短期間にわたって拘禁及び収監された事例を多数報告した。¹⁹

以下も参照: [保護の主体](#)(第2節2)
[国内移住](#)(第2節3)
[判例](#)(第2節4)

3.9.5 **結論:** 最高裁判所は [RT \(Zimbabwe\)](#)の中で、[HJ \(Iran\)](#)の決定根拠は政治的意見の保持に及ぶと述べた。迫害を避けるために個人が政治的信念又はそれが無いことを修正又は否定することを期待するべきではない。

3.9.6 ベトナム当局は、当局が国家の脅威になると考える反政府政党／組織に関与する個人に厳しい措置を講じており、この処置は迫害に相当する。一般的問題として、政治的意見を持たない個人が政府への忠誠を示さなければならない状況に陥ることを示す証拠は国内にはない([RT \(Zimbabwe\)](#)を参照)。ある個人が反政府政治活動に参加していた又は、反対政治活動に関与していると認識されている場合で、その結果当局から悪意を持たれる恐れを証明できる場合は、この個人はその活動を理由に迫害を受ける重大な危険に直面すると思われ、庇護の付与が妥当になる。

3.10 少数民族集団

3.10.1 申請者の中には、少数民族集団の構成員であるために一般民間人及び／又はベトナム当局から迫害に相当する虐待を受けることを理由に、庇護及び／又は人権擁護を申請する可能性のある者もいる。

3.10.2 **扱い** ベトナム政府は正式に、54の民族集団を認めている。多数派はキン族(Kinh)で人口の86パーセントを占める。少数民族及び原住民集団の大半は－モン族(Hmong)、クメ

¹⁶ 2013年4月19日に公表された米国務省、人権状況国別報告書2012、ベトナム編、第3節
<http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

¹⁷ ヒューマンライツ・ウォッチ: ベトナム2012
<http://www.hrw.org/world-report-2012/world-report-2012-vietnam>

¹⁸ 2013年4月19日に公表された米国務省、人権状況国別報告書2012、ベトナム編、第3節
<http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

¹⁹ ベトナム人権ネットワーク: VHRN 最新ニュース: 多回入国を参照
<http://www.vietnamhumanrights.net/>

ール族(Khmer)、ムオン族(Muong)、タイ族(Tay)及びターイ族(Thai)を含め、北部及び中央山岳地帯及びメコンデルタ地域に居住する。特に、ザライ省(Gia Lai)及びダクラク省(Dak Lak)の中央山岳地帯では、24の原住民集団がモンタニャード族(Montagnard)を名乗り、多くはプロテスタントである。²⁰

3.10.3 少数民族に対する差別は法の禁じるところであるが、政府が強化対策を講じたことを示す情報は入手できなかった。少数民族に対する社会的差別は古くからあり、2012年もなくならなかった。国は著しい経済成長を遂げたが、一部の少数民族コミュニティは、北西部及び中央山岳地帯及びメコンデルタ地域の一部等の特定の地域では多数派を構成しているにもかかわらず、経済状況の改善による恩恵をほとんど受けなかった。²¹政府は引き続き、教育及び保健医療施設の改良及び道路アクセスの拡大及び、農村コミュニティ及び村落の電化に向けた特別プログラムを通じて、少数民族の不満の原因に対応した。²²

3.10.4 宗教又は民族性に関係ない子どもの普通教育は法の定めるところであり、少数民族集団の構成員は授業料の支払いを義務付けられていない。政府は、大学レベルの奨学金制度や優遇入学制度並びに、特別入学制度や予備制度に加え、北西部及び中央山岳地帯及びメコンデルタ地域の、中等及び高等学校レベルの寄宿学校 223 か所を含め、少数民族の子ども向けに特別学校を運営した。政府は 2012 年 2 月に、あらゆる形態の人種差別撤廃国連委員会の第 80 回会議に報告書を提出し、小中学校の授業を少数民族の言語で行うプログラムを強調した。政府は地方自治体職員とも協力して、現地語のカリキュラムを策定したが、このプログラムは中央山岳地帯及びメコンデルタ地域では包括的に行われず、北西部山岳地域の限られた地域だけで実施されたようである。2012 年を通じて、政府が補助金を支給する、少数民族向けの技能及び職業学校が少数ながらあったものの、少数民族が教育の差別を受けた信ぴょう性の高い事例が複数あった。²³

中国人(ホア(Hoa))

3.10.5 中国人はベトナム社会におおむね統合しており、ベトナムで最大規模の民族集団と考えられる。人数には複数の異論があるが、100 万人から 200 万人と推定される。ホア族は政府に公認されているが、他の中国人集団、サン・ジュウ(San Diu)族及びガイ族(Ngai)は認められていない。²⁴

3.10.6 伝えられるところによれば、中国人は国中に分散しているとはいえベトナムの南部地域に集中して住んでおり、その多くはホーチミン市内とその周辺に居住している。標準中

²⁰ マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル(MRGI)報告書、世界の少数民族と先住民族、2012年、<http://www.minorityrights.org/?lid=11374>

²¹ 2013年4月19日に公表された米国務省、人権状況国別報告書2012、ベトナム編、第4節 <http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

²² 2013年4月19日に公表された米国務省、人権状況国別報告書2012、ベトナム編、第4節 <http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

²³ 2013年4月19日に公表された米国務省、人権状況国別報告書2012、ベトナム編、第4節 <http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

²⁴ UNHCR Refworld: 世界の少数民族と先住民族 - ベトナム: 中国人(ホア) <http://www.unhcr.org/refworld/publisher.MRGI.VNM.49749c7f8.0.html> 2013年3月28日閲覧

国語及びその他の中国語方言を話す、多くはベトナム語も話す傾向にある。南部及びホーチミン市に居住する中国人は主に広東語を話す。²⁵ベトナム語でホアと呼ばれる中国人は仏教徒であり、キン(Kinh)族と呼ばれるベトナム人と身体的に区別することができる。中国系ベトナム人の文化的特徴に関して利用できる情報は限定されている。ただし、中国の漢王朝が長期にわたりベトナムを支配していたため、中国人はキン族と類似した文化的特徴を共有している可能性が高い。²⁶

モンタニヤード(Montagnards)

- 3.10.7** 『モンタニヤード』は、ベトナム中央山岳地帯に暮らす一部の異なる少数民族の総称である。²⁷『モンタニヤード』族はフランス植民地時代には 300 万人を超えたが、次第に減少し、現在はわずかに数万人である。他の部族には、バナール族(Bahnar)、ジャライ族(Jarai)、エデ族(Rhade)、コホー族(Koho)、セダン族(Sedang)、ブル族(Bru)、パコ族(Pacho)、カトゥー族(Katu)、ジェー族(Jeh)、クア族(Cua)、ハラン族(Halang)、フレ族(Hre)、ロンガオ族(Rongao)、モナム族(Monom)、ログライ族(Roglai)、クル族(Cru)、ムノン族(Monom)、ラット族(Lat)、スレ族(Sre)、ノプ族(Nop)、マア族(Maa)、スティエン族(Stieng)などがある。ベトナム中部には、40 を超える個別の区別可能な先住民集団が居住する。その言語は、マレー・ポリネシア語族(Malayo-Polynesian)及びモン・クメール語族(Mon-Khmer)に由来する。²⁸政府は、中央山岳地帯省出身の少数先住民に対する弾圧レベルを強化した。ヒューマンライツ・ウォッチの報告によれば、特別『政治治安』部隊は省警察と協力して複数の作戦を実行し、政治活動家又は未登録民家教会の指導者とみなされる人々を逮捕、拘禁及び尋問した。²⁹
- 3.10.8** 政府は、一部のモンタニヤード族は違法な「デガ(Dega)」教会を運営していると相次いで主張した。政府はデガ・プロテスタント教会が独立したモンタニヤード国の創設を要求したと非難した。ベトナム南部福音教会(Southern Evangelical Church of Vietnam)及びダクラク省、ザライ省、コントゥム省(Kon Tum)、ビンフック省(Binh Phuoc)、フーイエン省(Phu Yen)及びダクノン省(Dak Nong)の民家教会は、外国の分離主義集団との連合の恐れがあるとして、政府の厳しい監視を受け続けた。中央山岳地帯、特に、「デガ」教会への所属が特に疑われる地域の少数宗派信者の中には、礼拝への参加を何度も阻止された者もいた。報告された事件数はここ数年に比べて大幅に減少しており、中央政府の方針というよりも、むしろ、地元住民の偏見を反映したものと思われる。一部の事例では、関与した地元の役人が謝罪し、懲戒解雇処分になった。³⁰
- 3.10.9** 平和的な示威運動に参加した又は、「未登録の」民家教会で信仰を实践したとして、少

²⁵ UNHCR Refworld: 世界の少数派と先住民族 - ベトナム: 中国人(ホア)

<http://www.unhcr.org/refworld/publisher/MRGL.VNM.49749c7f8.0.html> 2013年3月28日閲覧

²⁶ マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル: 世界の少数派と先住民族 2012年7月20日閲覧

²⁷ Degar Foundation Inc 「デガ教徒とは」 http://www.degarfoundation.org/?page_id=407

²⁸ Degar Foundation Inc, 「デガ教徒とは」 http://www.degarfoundation.org/?page_id=407

²⁹ Degar Foundation Inc, 「デガ教徒とは」 http://www.degarfoundation.org/?page_id=407

³⁰ 米国務省(USSD) <http://www.state.gov/g/drl>

国際宗教の自由報告書 2011: ベトナム。民主主義・人権・労働局公表, 2012年7月30日,

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?dlid=192677#wrapper>

2012年5月13日閲覧

なくとも 250 人のキリスト教徒モンタニャード族及び多数のモン族が厳しい刑罰に服している。多くが刑務所内でひどく殴打され、これまでに、少なくとも 25 人が殴打及び保健医療の欠如により獄死した。2012 年 5 月 9 日に、3 人のキリスト教徒モンタニャード族が、反国家的活動を理由に中央山岳地帯で逮捕された。公式報道によれば、治安部隊は、「反動的組織」が当局に抵抗して使っていた武器 – 自家製の弓矢や刃物を押収した。³¹

3.10.10 政府は 2012 年を通じて、山岳地帯の特定の少数派、特に、宗教の実践による少数民族の分離主義の奨励を引き続き懸念する中部及び北西部山岳地帯に居住する複数の少数民族を厳重に監視した。2012 年を通じて、当局は外国の分離主義組織と関わった複数の個人を逮捕及び有罪にし、長期間の禁固刑に処した。³²

3.10.11 NGO の VHRN は、少数民族、特に、中部及び北西部山岳地帯の少数民族に対する嫌がらせ及び虐待事件が多数発生したことに注目した。³³ NGO、代表権を持たない国及び民族の国際組織(代表なき国家民族機構 Unrepresented Nations and People's Organisation)(UNPO)も、ベトナムの少数民族に対する人権状況及び全般的扱いについて詳しく報告している。³⁴

以下も参照: [保護の主体\(第 2 節 2\)](#)
[国内移住\(第 2 節 3\)](#)
[判例\(第 2 節 4\)](#)

3.10.12 結論: 一部の非公式な雇用機会及び就学機会の制限を含め、ベトナムでは少数民族に対する社会的差別が根強く残っているが、この差別は迫害のレベルにおおむね達するものではない。ベトナムでは民族性を理由とする差別は違法であり、政府は、多数の少数民族が直面する社会及び経済的不公平に取り組むプログラムを複数設立している。このため、このカテゴリーに含まれる申請者の大多数は、庇護又は人道的保護に不適格になる可能性が高い。

3.10.13 しかし、反政府活動に関与する、且つ/或いは反政府集団又は少数宗派集団と関係する少数民族集団の構成員は、当局から悪意を持たれ、迫害に遭う可能性がある。個人が反政府政治活動又は反政府抗議運動に参加したことがあり、その結果当局から注目され、その活動を理由に迫害の真の危険に遭遇することを証明できる場合は、庇護の付与が妥当になる。

3.11 人身売買の被害者

³¹ Que Me <http://queme.net/> ベトナムにおける民主化及び宗教活動家の恣意的拘禁, Vo Van Ai が Tom Lantos Human Rights Commission に提示した証拠, 2012 年 5 月 15 日 http://queme.net/eng/docs_detail.php?numb=1837
2013 年 5 月 13 日閲覧

³² 2013 年 4 月 19 日に公表された米国務省, 人権状況国別報告書 2012, ベトナム編, 第 6 節
<http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

³³ ベトナム人権ネットワーク: VHRN 最新ニュース: 多回入国を参照 <http://www.vietnamhumanrights.net/IndexE.html>

³⁴ 代表を持たない国や民族の国際組織: ベトナム及びラオスにおける先住民の迫害
http://www.vietnamhumanrights.net/website/UNPO_020212.htm

- 3.11.1** 一部の人身売買被害者は、ベトナムへの帰還時に人身売買業者から虐待又は他の報復行為を受ける恐れを理由に、庇護申請を行うことがある。
- 3.11.2 扱い** 米務省(USSD)の人身売買(TiP)報告書 2012 は、ベトナムを Tier 2(監視対象国)に設定した。USSD TiP はこれを、政府が人身売買被害者保護法(Trafficking Victims Protection Act)の最低基準を完全に遵守していないが、基準遵守に向けて多大な努力を行っている国と定義した。³⁵2011年に、政府は人身売買に関する5ヵ年(2011-2015)国家行動計画の最終案を策定し、この計画の実施に向けて、あらゆる形態の人身売買を網羅し、グエン・スアン・フック(Deputy Prime Minister Nguyen Xuan Phuc)副首相を議長とする国家人身売買運営委員会(National Steering Committee on Human Trafficking)を通じて政府の人身売買防止対応策を連携させるために1500万ドル相当額を投じると発表した。警察職員は国内の不法取引及び人身売買が国内の不法取引問題の重要な部分を占めると認識しているが、政府は2012年を通じて、特定の形態の違法取引に取り組む努力を強化する目立った措置を講じなかった。³⁶
- 3.11.3** ベトナムは、性的搾取及び強制労働を目的として人身売買される男性、女性及び子どもの送り出し国であり、程度は低いが入国国でもある。ベトナムは、本人の意思で又は、主に国営の建設、漁業、農業、鉱業、伐採及び製造業部門の労働力輸出会社を通じて外国に出稼ぎに行く男性及び女性の送り出し国である。アジア全域で性的人身売買の対象になるベトナムの女性及び子どもはたいてい、騙されて不法な労働市場に送り込まれたり、カンボジア、中国及びラオス国境の売春宿に売られたりする。タイ及びマレーシア等の第三国に売られる場合もある。タイ、マレーシア、シンガポール及び欧州諸国で強制売春させられるベトナム人女性もいる。³⁷
- 3.11.4** 性的人身売買でも労働目的の人身売買でも、被害者を脅迫する意図で、債務拘束、身分証明書及び渡航書類の没収及び国外追放の脅迫がよく使われる。見合い結婚で中国、香港、マカオ及び韓国に行くベトナム人女性の中には、その結果として(家事労働者等の)強制労働、売春又はその両方の条件下に置かれる者もいる。³⁸
- 3.11.5** ベトナムの労働力輸出会社は大半が国営企業及び営業権のない仲介業者の子会社で、外国での出稼ぎに対する法定手数料を超える代価を請求することで知られている。これによってベトナム人労働者はアジアの海外在住労働者の中で最も高い借金を負わされ、借金による拘束及び強制労働の対象に極めてなりやすい。2010年に実施された、3つの北部郡出身のベトナム人出稼ぎ労働経験者1,265人を対象にした移住動向に関する調査によれば、ほぼ全員が高額な斡旋料を支払わされ、そのために数年間にわたって借金によ

³⁵米務省(USSD)人身売買報告書 2012 ベトナム編 - Tier の設定 - 2012年6月公表

<http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/2012/192363.htm>

³⁶米務省(USSD)人身売買報告書 2012 ベトナム編 - 2012年6月公表

<http://www.state.gov/documents/organization/192598.pdf>

³⁷米務省(USSD)人身売買報告書 2012 ベトナム編 - 2012年6月公表

<http://www.state.gov/documents/organization/192598.pdf>

³⁸米務省(USSD)人身売買報告書 2012 ベトナム編 - 2012年6月公表

<http://www.state.gov/documents/organization/192598.pdf>

る拘束状態になったということである。³⁹

- 3.11.6** 早い段階でベトナムへの帰還を余儀なくされた者の多くは、借金を返済するだけの金額を稼ぐことができなかった。一部の労働者は帰国と同時に、多額の借金があるにもかかわらず、ほとんど無償俸給且つ信頼できる法的手段もなく強制労働に就かされた。ベトナムの斡旋会社の中には、労働者がたいていは借金になる高額な斡旋料を支払ってから出国予定日の前日まで、契約書を読ませないところもあるということである。一部の労働者によれば、契約書の署名は理解できない言語で書かれていたということである。斡旋会社が搾取状況での支援を求める労働者の要求に応じなかった事例も複数公表された。⁴⁰
- 3.11.7** ベトナム政府は、人身売買撲滅に向けた法執行努力を引き続き行った。国民議会は2011年3月に、人身売買の定義を拡大して刑法第119条及び120条の下に非合法化される取引を組み込み且つ、被害者に対するケア及び人身売買防止の規定を取り込んだ包括的な人身売買防止法を可決した。この法律は2012年1月に発効したが、新たに列挙された人身売買罪に対する刑罰はまだ規定されていない。人身売買防止法で禁じられる人身売買罪の刑事責任を加害者に負わせるためには、最高人民裁判所は、この新しい犯罪に対する刑罰を確立する詳細な指針を公布しなければならない。2012年1月に発効したにもかかわらず、政府が必要な指針を公布しなかったために、この法律の人身売買の定義拡大は、報告期間を通じて適用されなかった。⁴¹
- 3.11.8** 2011年を通じて、ベトナム政府は国境を越えた性的人身売買に取り組む努力をある程度示したが、労働目的の人身売買を含むあらゆる形態の人身売買撲滅に向けた法執行努力は全体的に不十分であった。当局は国内で発生した不法取引事案の調査又は訴追を報告しなかった。最高人民検察院の報告によれば、2010年12月1日から2011年11月30日までに、ベトナム当局が訴追した人身売買事案及び関連犯罪は153件で、前年と同じ件数であった。政府の報告によれば、人身売買罪の有罪判決は7件で、4年から18年の禁固刑に処されたということであるが、これらの主張を実証する詳細な証拠は提示されなかった。政府は、規制の実施強化、政府機関の指針策定又は刑法改正を行って、あらゆる人身売買罪の加害者に刑事責任を負わせるようにしなければならないと認識している。⁴²
- 3.11.9** 多数のNGOの指摘によれば、国境検問所及び検問所の職員が賄賂を受け取って見逃す人身売買に関連する汚職が、町村レベルで相次いで発生した。2011年を通じて、政府が公表した人身売買に加担した職員の有罪判決はわずか2件であった。政府及びNGOの情報筋の報告によれば、財源の不足、熟練した職員の不足、政府機関の煩雑な協力メ

³⁹米国務省(USSD)人身売買報告書2012ベトナム編－2012年6月公表
<http://www.state.gov/documents/organization/192598.pdf>

⁴⁰米国務省(USSD)人身売買報告書2012ベトナム編－2012年6月公表
<http://www.state.gov/documents/organization/192598.pdf>

⁴¹米国務省(USSD)人身売買報告書2012ベトナム編－2012年6月公表
<http://www.state.gov/documents/organization/192598.pdf>

⁴²米国務省(USSD)人身売買報告書2012ベトナム編－2012年6月公表
<http://www.state.gov/documents/organization/192598.pdf>

カニズム、既存の国内法令の不十分な相互執行及び人身売買事案の追究及び訴追の支援に適さない現行法制は、依然として、ベトナムの人身売買撲滅努力の進展を阻害している。⁴³

- 3.11.10** ベトナム政府は引き続き、国境を越えた性的人身売買の被害者を保護する努力を行い、新しい人身売買防止法の中で被害者の保護計画の追加措置の要点を説明したが、2011年を通じて、政府は、労働目的の人身売買又は国内の不法取引の被害者を特定又は保護する十分な努力を行わなかった。⁴⁴
- 3.11.11** 政府機関のベトナム女性連合(Vietnamese Women's Union)(VWU)は、複数の NGO と協力して、引き続き、ベトナムの大都市圏 3 か所で、人身売買被害者の避難所を運営し、女性の性的人身売買被害者にカウンセリング及び職業訓練を施した。VWU の他、国境警備隊も規模は劣るが、複数箇所で避難所を運営し、使用頻度の高さで上位に入る一部の検問所で、支援を必要とする入国者に一時的な支援を提供している。しかし、避難所を十分に支援するための政府の財源及び技術面の専門知識の不足により、避難所は多数の地域で原始的なものであり、資金不足で熟練した職員が不足していた。麻薬常用者の社会復帰及び売春から足を洗った個人の再統合の避難所と同じ場所に設置される労働・傷病兵・社会省(MOLISA)の避難所に収容される人身売買被害者は、不適切な施設に収容されることもあった。男性の人身売買被害者や労働目的の人身売買被害者専用の避難所又はサービスはない。⁴⁵
- 3.11.12** 伝えられるところによれば、政府は人身売買業者の訴追に対する協力を被害者に奨励しているが、ベトナム政府は全般的に、警察の協力を得た犯罪被害者への証人保護措置を提供していない。2010 年も 2011 年も、訴追に関与した被害者の数に関するデータはなかった。被害者はしばしば、特に売春に関わる社会的不名誉、地元コミュニティでの報復措置の恐怖及び参加に対する意欲の欠如を理由に、捜査又は審理に参加するのに非意欲的であった。ベトナム法には、人身売買の被害者であることに直接起因して行われる行動に対する犯罪から人身売買被害者を保護するための規定がない。外国人被害者に対しては、被害者が報復措置又は困難に遭遇する国への国外追放に代わる合法的選択肢はない。⁴⁶
- 3.11.13** ベトナム政府は、借金による拘束又は他の形態の強制労働を経験した海外労働者に適切な救済措置を提供しようとしなかった。政府は 2011 年に、新たな被害者特定手続きを起草した。政府は 2011 年に、人身売買に関する 5 ヶ年(2011-2015)国家行動計画の最終案を公表し、この計画の実施に向けて、あらゆる形態の人身売買を網羅し、グエン・スアン・フック(Deputy Prime Minister Nguyen Xuan Phuc)副首相を議長とする国家人身売買

⁴³米務省(USSD)人身売買報告書 2012 ベトナム編 - 2012 年 6 月公表

<http://www.state.gov/documents/organization/192598.pdf>

⁴⁴米務省(USSD)人身売買報告書 2012 ベトナム編 - 2012 年 6 月公表

<http://www.state.gov/documents/organization/192598.pdf>

⁴⁵米務省(USSD)人身売買報告書 2012 ベトナム編 - 2012 年 6 月公表

<http://www.state.gov/documents/organization/192598.pdf>

⁴⁶米務省(USSD)人身売買報告書 2012 ベトナム編 - 2012 年 6 月公表

<http://www.state.gov/documents/organization/192598.pdf>

運営委員会(National Steering Committee on Human Trafficking)を通じて政府の人身売買防止対応策を連携させるために 1500 万ドル相当額を投じると発表した。警察職員は国内の不法取引及び人身売買が国内の不法取引問題の重要な部分を占めると認識しているが、政府は 2011 年を通じて、特定の形態の違法取引に取り組む努力を強化する目立った措置を講じなかった。⁴⁷

以下も参照: [保護の主体\(第 2 節 2\)](#)
[国内移住\(第 2 節 3\)](#)
[判例\(第 2 節 4\)](#)

3.11.14 結論: このカテゴリーに基づく申請を検討するに当たっては、担当者は常に『人身売買被害者』に関する庇護指令を参照しなければならない。ある個人が人身売買の被害者であるという事実そのものは、難民の地位の理由にならないが、女性の人身売買被害者の中には、1951 年条約の理由(特定の社会的集団の構成員であること等)を構成し、難民の地位の有効な申立てとなりうる。強制売春又は性的搾取目的の女性の強制斡旋は、ジェンダーに関わる暴力及び／又は虐待の一種であり、迫害に相当し得る。女性の人身売買被害者は出身国への帰還時に、人身売買組織又は業者からの報復又は仕返し又は、コミュニティ及び家族からの差別等の深刻な影響を受ける可能性及び、人身売買の被害者に再びなる危険がある。どの事案も個々の事柄本来の理非に基づいて且つ、基準になる国内状況を踏まえて検討すべきである。

3.11.15 人身売買被害者が刑事訴追の一環として証拠提示に同意している場合は、これが(報復の危険を増加する等の)庇護申請の理由に影響を与える可能性があるかどうか検討すべきであり、従って、審理が終了するまで決定を延期すべきかどうかについても検討すべきである。その上で、申請者が裁判で提示する証拠が今後の危険の可能性に与える影響を評価すればよい。この状況では警察との連携が必要になることもある。

3.11.16 ベトナムでは、人身売買被害者は政府及び非政府機関から支援及び保護をおおむね受けることができる。帰還時における人身売買業者の報復措置を恐れる申請者の場合は、国内移住もたいいてい実行可能な選択肢になる。十分な保護が明確に利用可能で、且つ／或いは国内移住が合理的な選択肢である事案は、却下になる可能性が高い。人身売買被害者で、帰還時に遭遇する扱いが、拷問、非人間的又は品位を傷付ける扱いに相当することを立証できる申請者は、個々の個人的事情に基づいて検討しなければならない。国家当局から十分な保護を受けられない事案もあり、国内移住も不可能な事案では、人道的保護の付与が妥当になり得る。

3.12 少数宗派集団

3.12.1 一部の申請者は、その信仰を理由にベトナム当局から迫害に相当する虐待を受けることを根拠に、庇護及び／又は人権擁護を申請することがある。

⁴⁷米務省(USSD)人身売買報告書 2012 ベトナム編 - 2012 年 6 月公表
<http://www.state.gov/documents/organization/192598.pdf>

- 3.12.2 扱い。** 出身国調査情報センター(Country of Origin Research and Information)の国別報告書ベトナム編 2012 によれば、ベトナム人口の半分は少なくとも名目上の仏教徒であり、7パーセントがローマカトリック教徒、2.5から4パーセントがカオダイ(Cao Dai)、そして、1.5から3パーセントがホアハオ (Hoa Hao)信者、1から2パーセントがプロテスタント、0.1パーセントがイスラム教徒であり、この他に、ヒンドゥー教徒、バハイ教徒、モルモン教徒、精霊信仰者及びユダヤ教徒もいる。⁴⁸
- 3.12.3** 宗教の自由は依然として制限されている。2004年の宗教と信仰に関する政令(Ordinance on Religion and Belief)は、宗教の慣行に適用される主要な文書である。同法令は、信仰及び宗教の自由に対する国民の権利を主張しているが、「国の平和、独立及び統一を危うくする」ような信仰又は宗教の自由の「乱用」は非合法であり、宗教活動が第8条(2)の国の文化的伝統に悪影響を及ぼす場合、そのような活動は停止されなければならないと警告している。⁴⁹
- 3.12.4** 信仰の自由は憲法の定めるところであるが、政府は多数の宗教集団の組織的活動を引き続き制限した。2011年を通じて、政府は登録されたほぼ全ての宗教集団の宗教の自由を概ね尊重したが、登録集団の一部及び未登録集団は自由の侵害を報告した。2011年も前年と同様に、宗教の自由の侵害の報告が一定の頻度で発生した。一部の信者、特に法的認可を受けていない信者は嫌がらせ及び報復措置を相次いで受けた。当局はたいてい、教会の集会を強制的に中止させ、未登録の民家教会を閉鎖し、複数個人にその信仰を強制放棄させた。⁵⁰
- 3.12.5** 信仰の強制放棄の慣行は、2004年の政府議定22によって正式に非合法化されたが、少数民族を特に標的とする信仰の強制放棄の報告が相次いで発生している。これは極端な事案ではなく、北西省のプロテスタント及び中央山岳地帯の独立した宗教活動の拡大を阻止する意図で中央政府が容認しているものである。政府は引き続き、国を相手取った訴訟で宗教教団又は宗教の自由擁護者を支援した弁護士及び人権擁護者に嫌がらせや脅迫を行ったり、身柄拘束の上実刑に処したりした。⁵¹
- 3.12.6** 米国際宗教の自由委員会の年次報告書は、ベトナムを「特に懸念される国」として挙げた。同報告書によれば、ベトナム政府は依然として、あらゆる宗教教団を取り締まり、独立した宗教慣行を罰し、政府の権限を脅かすとみなす個人及び集団を弾圧している。⁵²
- カトリック教徒

⁴⁸出身国調査情報センター、ベトナム 2012

<http://www.refworld.org/cgi-bin/texis/vtx/rwmain?page=search&docid=50b8a3c12&skip=0&query=vietnam>

⁴⁹米国際宗教の自由委員会年次報告書 2012

[http://www.uscirf.gov/images/Annual%20Report%20of%20USCIRF%202012\(2\).pdf](http://www.uscirf.gov/images/Annual%20Report%20of%20USCIRF%202012(2).pdf)

⁵⁰米国際宗教の自由委員会年次報告書 2012

[http://www.uscirf.gov/images/Annual%20Report%20of%20USCIRF%202012\(2\).pdf](http://www.uscirf.gov/images/Annual%20Report%20of%20USCIRF%202012(2).pdf)

⁵¹米国際宗教の自由委員会年次報告書 2012

[http://www.uscirf.gov/images/Annual%20Report%20of%20USCIRF%202012\(2\).pdf](http://www.uscirf.gov/images/Annual%20Report%20of%20USCIRF%202012(2).pdf)

⁵²米国際宗教の自由委員会年次報告書 2012

[http://www.uscirf.gov/images/Annual%20Report%20of%20USCIRF%202012\(2\).pdf](http://www.uscirf.gov/images/Annual%20Report%20of%20USCIRF%202012(2).pdf)

- 3.12.7** カトリックは依然として、ベトナムで急速に拡大しており、教会はここ数年、聖職者の教育及び慈善活動を強化した。ハノイ市とバチカン市国は外交関係について話し合いを続けているが、ベトナム政府とカトリック信者及びレデンプトール会信者の関係は、依然として緊張状態にある。昨年を含めここ数年間を通じて、警察は、カトリック教会の旧所有地での平和的徹夜祭の祈り及びデモ運動の参加者に催涙ガスや警棒を使って拘束した。⁵³
- 3.12.8** ハノイ市及びビン市(Vinh)に居住するカトリック教徒は、カトリック教会がかつて所有していた財産の没収及び活用に向けた脅迫及び計画に反対する抗議運動を公然と行ってきた。2011年8月には、ビン市のカトリック教徒数千人が、カウラム(Cau Ram)教区内の土地を没収して、対米戦で戦死した兵士の記念公園を建設する当局の決定に反対する抗議運動を行った。2011年11月及び12月には、ハノイ市のタイハー(Thai Ha)教区の神父及び信者が、教会の土地を収用して下水処理場を建設する政府の計画及び教会所有地に対する公然たる攻撃に反対して街頭に繰り出した。タイハー教区の教会は、武力抗争に発展し、カトリック教徒6人が逮捕された2008年の土地収用抗議運動の現場であった。この教会は、レデンプトール会の一部であり、ここ数年を通じて、神父、教区及び幹部が標的にされている。⁵⁴
- 3.12.9** カトリック教徒とベトナム政府間はこちら数年を通じて緊張状態にあるが、ベトナム大統領はベネディクトローマ法王と再度会見を行い、外交関係について話し合った。政府は司教の任命に対する拒否権を保持するが、たいていは、バチカンの任命プロセスに協力している。昨年の新任司教2人の叙階式は問題なく行われた。ホーチミン市のカトリック教幹部によれば、司祭の叙階式及び就任は、政府の承認を求めずに進行することが多いということである。学生は全て、宗教学校に入学する前及び、司祭としての叙階式の前にも地方自治体の承認を得なければならない。トゥアティエン・フエ(Thien- Hue)省は宗教学校の数を制限したが、政府は2009年に、ホーチミン市内にイエズス会系宗教学校を建設することを許可し、未成年者を対象とする週末の宗教授業の実施及び、大規模な医療及び慈善活動の従事を複数の地元教区に許可した。ベトナムのカトリック教徒拡大の達成に向けて、宗教学校では数百人もの新任司祭が訓練を受けた。⁵⁵
- 3.12.10** カトリック教会はベトナム政府に正式に認められているが、嫌がらせ、虐待及び過酷な弾圧事件が多数報告された。NGO VHRN (キリスト教徒に特定したNGOではない)は、カトリック教徒に対する国家当局の弾圧事件を多数報告している。⁵⁶ベトナム人カトリック教徒集団の報告によれば、2010年1月に、ドン・チエム(Dong Chiem)地域の僧侶及び信徒が礼拝に向かう途中で攻撃を受けた。その年を通じて、同様の散発的攻撃が複数

⁵³米国際宗教の自由委員会年次報告書 2012

[http://www.uscifr.gov/images/Annual%20Report%20of%20USCIRF%202012\(2\).pdf](http://www.uscifr.gov/images/Annual%20Report%20of%20USCIRF%202012(2).pdf)

⁵⁴米国際宗教の自由委員会年次報告書 2012

[http://www.uscifr.gov/images/Annual%20Report%20of%20USCIRF%202012\(2\).pdf](http://www.uscifr.gov/images/Annual%20Report%20of%20USCIRF%202012(2).pdf)

⁵⁵米国際宗教の自由委員会年次報告書 2012

[http://www.uscifr.gov/images/Annual%20Report%20of%20USCIRF%202012\(2\).pdf](http://www.uscifr.gov/images/Annual%20Report%20of%20USCIRF%202012(2).pdf)

⁵⁶ベトナム人権ネットワーク: VHRN 最新ニュース: 多回入国を参照

<http://www.vietnamhumanrights.net/IndexE.html>

報告された。⁵⁷2011年から2012年を通じて、地方自治体とカトリック教会の土地所有権をめぐる紛争が相次いで発生し、たいていは、抗議者に対する治安部隊職員の過度の不必要な武力行使が併発した。⁵⁸

- 3.12.11** 2011年を通じて、当局がハモン村(Ha Mon)のカトリック教徒モンタニャード族活動家を逮捕する事件が相次いで発生した。2011年7月から9月にかけて、ハノイ及びホーチミン市にあるレデンプトール・カトリック教会に所属するカトリック教徒少なくとも15人が逮捕された。グエン・バン・リー(Nguyen Van Ly)神父は健康上の仮釈放の後、刑務所に再拘禁された。神父は刑務所で何度か脳梗塞を起こしたことがあり、その健康状態が深刻に懸念される。⁵⁹昨年を通じて、カトリック教徒、特に、政府の批判又はローマカトリック教神父で民主化活動家のグエン・バン・リーとの同盟関係で告発された教徒が複数逮捕及び投獄された。⁶⁰

プロテスタント

- 3.12.12** 正式に承認された二大プロテスタント教会は、ベトナム南部福音教会(SECV)とそれより規模の小さいベトナム北部福音教会(Evangelical Church of Vietnam North)(ECVN)である。ベトナム・バプティスト連盟(Vietnam Baptist Convention)(恵み南部バプテスト教会(Grace Southern Baptist), 連合世界宣教会(United World Mission Church), ベトナム・メノナイト教会(Vietnam Mennonite Church), ベトナム長老教会(Vietnam Presbyterian Church), ベトナム・バプテスト協会(Vietnam Baptist Society(南部バプテスト)(Southern Baptist)及び、ベトナム・セブンスデイ・アドベンティスト教会(Vietnam Seventh-day Adventist Church)及びベトナム・クリスチャン・フェローシップ(Vietnam Christian Fellowship)も正式に承認されている。アッセンブリーズ・オブ・ゴッド(Assemblies of God)(国内登録済み)等のその他のプロテスタントの宗派、さらに国家レベルでは登録されていないが、地方レベルで登録されているその他の団体も存在する。プロテスタントの推定数は、90万人とする政府の数字から教会が主張する最大200万人まで幅広い。⁶¹

- 3.12.13** ハノイの宗教問題委員会(Committee on Religious Affairs)は2006年に、少数民族の宗教実践を管理及び規制する方法について、北部省の省職員の指針となる手引書を公表した。この手引書には、新興宗教の拡大を「決定的に抑制する」命令、新規改宗者に従来の宗教実践に戻るよう「動機付け説得する」命令及び「革命」の弱体化に向けた「宗教の濫用」を取り締まる – それにより、信仰の強制放棄を大目に見るような命令を含め、宗教の自由を制限する方法に関する指示が記載された。2006年の手引きでは、一部の宗教

⁵⁷ フリーダムハウス、国別報告書、ベトナム 2011

<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2011&country=8164>

⁵⁸ アムネスティ・インターナショナル: 年次報告書 2012: ベトナム

<http://www.unhcr.org/refworld/country,.../VNM.4562d8cf2.4fbc38ff58.0.html>

⁵⁹ ヒューマンライツ・ウォッチ: ベトナム 2012 [http://www.refworld.org/cgi-](http://www.refworld.org/cgi-bin/texis/vtx/rwmain?page=country&category=&publisher=&type=&coi=VNM&rid=4562d8cf2&docid=4f2007b_ac&skip=0)

[bin/texis/vtx/rwmain?page=country&category=&publisher=&type=&coi=VNM&rid=4562d8cf2&docid=4f2007b_ac&skip=0](http://www.refworld.org/cgi-bin/texis/vtx/rwmain?page=country&category=&publisher=&type=&coi=VNM&rid=4562d8cf2&docid=4f2007b_ac&skip=0)

⁶⁰ ヒューマンライツ・ウォッチ: ベトナム, 自由なカトリック教活動家

[http://www.refworld.org/cgi-](http://www.refworld.org/cgi-bin/texis/vtx/rwmain?page=country&category=&publisher=&type=&coi=VNM&rid=4562d8cf2&docid=4fbf57d_22&skip=0)

[bin/texis/vtx/rwmain?page=country&category=&publisher=&type=&coi=VNM&rid=4562d8cf2&docid=4fbf57d_22&skip=0](http://www.refworld.org/cgi-bin/texis/vtx/rwmain?page=country&category=&publisher=&type=&coi=VNM&rid=4562d8cf2&docid=4fbf57d_22&skip=0)

[bin/texis/vtx/rwmain?page=country&category=&publisher=&type=&coi=VNM&rid=4562d8cf2&docid=4fbf57d_22&skip=0](http://www.refworld.org/cgi-bin/texis/vtx/rwmain?page=country&category=&publisher=&type=&coi=VNM&rid=4562d8cf2&docid=4fbf57d_22&skip=0)

⁶¹ 出身国調査情報センター(CORI) 国別報告書, ベトナム, 2012年9月 [http://www.refworld.org/cgi-](http://www.refworld.org/cgi-bin/texis/vtx/rwmain?page=search&docid=50b8a3c12&skip=0&query=vietnam)

[bin/texis/vtx/rwmain?page=search&docid=50b8a3c12&skip=0&query=vietnam](http://www.refworld.org/cgi-bin/texis/vtx/rwmain?page=search&docid=50b8a3c12&skip=0&query=vietnam)

活動の合法性を認めるだけでなく、引き続き宗教集団の拡大を規制管理し、北部省キリスト教徒を拡大する個人を全て国家安全保障上の脅威と記録し、不特定の戦略を用いて新規改宗者に信仰を放棄するよう「説得する」政府の意向も示された。⁶²

- 3.12.14** 2007年改訂版でも、地方自治体職員は民族集団に「独自の美しい宗教伝統を保持する」ことを「動機付けること」により、プロテスタントが拡大する「根本原因を解決する」よう努力しなければならないと述べられている。2008年版の手引書には、2007年改訂版の言葉が全て記載されている他、違法な集会所の増加につながるプロテスタント主義に対する「生ぬるい規制」の停止を地方自治体職員に求める最終章が追加されている。こうした集会所は「解体しなければならない」と地方自治体職員に指示している。⁶³
- 3.12.15** この10年を通じて、中央山岳地帯のプロテスタント教会は、少数民族のモンタニャード族を中心に急速に拡大した。集団抗議運動及び攻撃的な警察弾圧が発生し、恣意的逮捕、収監及び拷問による信仰の強制放棄が付随して見られた。キリスト教徒の多くはカンボジアや他の国に国外脱出し、難民として認められた。⁶⁴
- 3.12.16** 2011年及び2012年を通じて、プロテスタントに対する虐待が相次いで報告された。メノナイト教会、⁶⁵長老教会、グッドニュース宣教会(Good News Mission Church)、純福音教会(Full Gospel Church)及び他の教会の信者はいずれも、礼拝の阻止、仲間に対する嫌がらせ、拘禁及び身体的虐待、また場合によっては、教会の正規登録の拒否を訴えた。強制閉鎖又は取り壊しに遭った教会もあった。⁶⁶
- 3.12.17** 多数の報告によれば、宗教の自由の状況は改善されていない。宗教の自由はたいてい、地理的立地、民族性、宗教指導者と省職員の間関係又は『政治活動』と認識されるか否かによって異なる。共産主義政府に過去に没収された建物及び施設をめぐる紛争の長期化によって、教会の取り壊し、財産没収、身柄拘束及び暴力が発生した。⁶⁷

以下も参照: [保護の主体\(第2節2\)](#)
[国内移住\(第2節3\)](#)
[判例\(第2節4\)](#)

- 3.12.18 結論:** 宗教の自由は制限されており、ベトナム当局は宗教集団の取締りを目指しているが、正式に認められた宗教集団の構成員がこの制限を理由に受ける扱いは、一般的に迫害には当たらない。従って、この申請カテゴリーの申請者の多くは庇護又は人道的保護

⁶² 出身国調査情報センター(CORI) 国別報告書、ベトナム、2012年9月

<http://www.refworld.org/cgi-bin/texis/vtx/rwmain?page=search&docid=50b8a3c12&skip=0&query=vietnam>

⁶³ 出身国調査情報センター(CORI) 国別報告書、ベトナム、2012年9月 <http://www.refworld.org/cgi-bin/texis/vtx/rwmain?page=search&docid=50b8a3c12&skip=0&query=vietnam>

⁶⁴ ヒューマンライツ・ウォッチ: ベトナムのモンタニャードキリスト教徒、2011年3月30日 <http://www.hrw.org/node/97623/section/2>

⁶⁵ VHRN: 神父が投獄-2012年3月7日 http://www.vietnamhumanrights.net/website/VOA_032712.htm

⁶⁶ VHRN: 政府関係者、新設された教会2か所を取り壊す-2012年6月27日 http://www.vietnamhumanrights.net/website/CDN_062712.htm

⁶⁷ 米国際宗教の自由委員会年次報告書2012 [http://www.uscirf.gov/images/Annual%20Report%20of%20USCIRF%202012\(2\).pdf](http://www.uscirf.gov/images/Annual%20Report%20of%20USCIRF%202012(2).pdf)

に適格ではない。ただし、一部の事案では、神父を含むカトリック教徒、カトリック教活動家及び少数民族のカトリック教徒は、迫害に相当する扱いを受けている。ベトナム人カトリック教徒の大多数は一般的に迫害に相当する扱いの危険に晒されないため、申請は事案ごとに検討するべきである。

3.12.19 未登録の宗教団体の構成員は一般的に、登録された宗教コミュニティの構成員よりも困難に直面することが多く、脅迫や嫌がらせを受ける。虐待レベルは地域、民族性及び地方自治体職員の姿勢によって様々に異なり、これが迫害に相当することはほとんどないため、庇護又は人道的保護の付与は妥当ではない。ただし、未登録のプロテスタント教会に所属する少数民族が関与する一部の事例、特に、申請者が反政府政治活動に参加していると認識される場合は、虐待のレベルが迫害に相当する可能性がある。こうした事案では、申請者の個人的事情や略歴によっては、庇護の付与が妥当になり得る。

3.13 ゲイ及びレズビアン

3.13.1 申請者の中には、ゲイ、レズビアン及びバイセクシャル又はトランスジェンダーとして、ベトナムで迫害に相当する虐待を受けることを理由に、庇護及び／又は人権擁護を申請する者もいる。

3.13.2 扱い: 同性愛関係はベトナムでは違法ではないが、性的指向又はジェンダーアイデンティティに基づく差別を禁じる法律はない。社会的差別及び不名誉は依然として根強い。性的指向又はジェンダーアイデンティティに基づく公的差別の報告はない。同意による同性愛行為を非合法化する法律はないが、個人の性別を法令で変えることはできない。⁶⁸

3.13.3 レズビアン、ゲイ、バイセクシャル及びトランスジェンダー(LGBT)コミュニティは存在するが、公然と行動することはほとんどない。社会経済・環境研究所(Institute for Studies of Society, Economy and the Environment)が2010年に着手し、2012年12月に公表した実地調査研究によれば、参加者の87パーセントはLGBTに関する懸念を全面的に理解しないか、その権利にほとんど理解を示さなかった。この調査は、18歳以上の男女854人を対象としたもので、代表都市(ハノイ市及びホーチミン市)及び複数の省(ハナム省(Ha Nam)及びアンザン省(Giang))で行った聞き取り調査を踏まえて、LGBTの人々に対する誤解や偏見は、たいていは反感を抱く同僚職員又は上司による職場での差別や嫌がらせに直接つながると結論づけた。また、同研究所の報告によれば、政府関係者、女性連盟(Women's Union)及び弁護士協会は2012年を通じて、感受性トレーニングに参加した。LGBTの人々は、勘当を恐れて家族にその性的指向を告知しないようにする者が多く、1,000人を超えるLGBTが参加したInformation Sharing and Connecting Groupが実施した2011年のオンライン調査によれば、20パーセント以上が家族にカウンセリングを受けさせられていた。⁶⁹

⁶⁸ 2013年4月19日に公表された米國務省、人権状況国別報告書2012、ベトナム編、第6節
<http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

⁶⁹ 2013年4月19日に公表された米國務省、人権状況国別報告書2012、ベトナム編、第6節
<http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

- 3.13.4** 2012年8月5日に、100人を超える人々が、ベトナムで初めてのゲイプライドパレードで平等な権利を要求するデモ運動を行った。開催者の要求は聞き入れられなかったが、暴力事件は発生しなかった。⁷⁰複数の報告によれば、差別及び嫌がらせは確かに発生するが、ベトナム社会は次第にLGBTの人々及び文化を認める方向に変わりつつある。⁷¹ホーチミン市、ハノイ等の大都市では、支援サービスを得て、LGBTコミュニティが繁栄しつつある。⁷²
- 3.13.5** 司法省は2012年5月に、LGBT擁護に関わる複数のNGOから、家族法及び結婚法に導入可能な同性者の同居に関する2013年改正規定について情報を募集した。複数のNGOが協力して、法改正の重要性を伝えるための広報活動及び戦略を組み込んだ行動計画を国民議会に提出した。⁷³
- 3.13.6 結論。** 同性愛関係はベトナムでは違法ではないが、LGBTの人々に対する社会的敵意及び差別は発生する。しかし、これが迫害に相当する又は、欧州人権条約の第3条に基づく英国の義務を必要とする基準におおむね達することを示す証拠はない。しかしながら、個人的事情によっては、大きな危険に晒される可能性があるゲイ及びレズビアンもいる。ゲイ及びレズビアンが自身を真の危険に晒す虐待を受ける場合は、当該個人は、保護的な法律がないため、当局の実効的保護を求めることはできない。担当者は申請者が国内移住によりその危険を回避できる可能性を検討すべきである。ただし、担当者は、個人がその行動を修正することは期待できず、提案される新しい場所で迫害を恐れてその性的指向を隠蔽する意思の有無に左右される場合には、国内移住は解決策にならないことを最高裁判所が立証した [HJ \(Iran\)](#) の判例を勘案しなければならない。
- 3.13.7** どの事案も事柄本来の理非に基づいて検討しなければならない。請求者はその性的指向によりベトナムで迫害の真の危険に晒され、国内移住は不可能と担当者が結論づける場合は、ベトナムのゲイ、レズビアン及び同性愛者は特定の社会的集団の構成員であるとみなされるため、その個人は庇護を付与されるべきである。ただし、全てのゲイ及びレズビアンが迫害に相当する虐待の危険に晒されるわけではない。
- 3.13.8** 家族及び友人に困惑又は苦悩を与えたくないために、ある個人が控え目に生活することを選択する場合は、その個人は迫害を恐れる十分な理由があるとはみなされず、庇護を受ける資格はなくなる。これは、この個人が社会的圧力に対応する生活様式を採用しており、その性的指向による迫害を恐れなかったためである。
- 3.13.9** ある個人が、ゲイ、レズビアン又は同性愛者として公然と生きる場合の迫害を恐

⁷⁰ 2013年4月19日に公表された米國務省、人権状況国別報告書2012、ベトナム編、第6節
<http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

⁷¹ GayStar News: ベトナム政府、同性者結婚について協議: 2012年7月20日
<http://www.gaystarnews.com/article/vietnam-government-consults-same-sex-marriage200612>

⁷² 国際ゲイ・レズビアン人権委員会: PFLAG ベトナム支部の発足: 2011年5月17日
<http://www.iglhrc.org/content/start-pflag-vietnam>

⁷³ 2013年4月19日に公表された米國務省、人権状況国別報告書2012、ベトナム編、第6節
<http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

れるゆえに、控え目に生活することを裁量的に選択する場合は、その個人は、恐怖を抱く十分な理由があることになり、庇護を付与するべきである。重要な点は、ゲイ、レズビアン及び同性愛者の人々が迫害を恐れずに堂々と生きる権利を享受することが重要である。これらの人々に、その性的指向による迫害の恐怖から、控え目に生活することを要求又は期待するべきではない。

3.14 刑務所の状況

- 3.14.1** 申請者は、帰還時に収監される重大な危険が存在し且つ、ベトナムにおける刑務所の状況が極めて劣悪で拷問又は非人間的な扱い又は処罰に相当するという事実を理由にベトナムへ帰還できないと主張することがある。
- 3.14.2** 本節の指示は、刑務所の状況が ECHR の第 3 条の違反になり、人道的保護の付与を保証するようなものであるか否かにのみ関係する。収監が難民条約上の理由による場合又は、条約上の理由により刑期が基準を超える事案では、まず庇護申請を検討してから、庇護申請を却下された場合に刑務所の状況が第 3 条に違反する可能性を検討していくべきである。
- 3.14.3 検討。** 刑務所の状況は劣悪だが、生命を脅かすものではおおむねない。2012 年を通じて、過密状態、不十分な食事、清潔な飲水の不足及び劣悪な衛生状態は依然として深刻な問題であった。収監者は一般的に労働を義務付けられたが賃金は支給されなかった。収監者は独房監禁されることがあり、最大数か月間にわたって、読書及び書物の執筆を禁じられた。信憑性の高い家族の主張によれば、収監者は刑務所職員に賄賂を支払うかハンガーストライキを始めることによって便宜を得ている。収監者は基本的な保健医療を受けられたが、刑務所職員はたいてい、家族からの薬剤の差入れを拒否した。⁷⁴
- 3.14.4** 政治犯の正確な数に推定されていない。政府は 2012 年末時点で、120 人を超える政治犯を拘留しているということだったが、一部の国際監視団員はこれよりはるかに多いと主張した。外交筋によれば、国内 4 か所に設置された更正施設にはおよそ 4000 人の受刑囚が収容されている。政治犯は通常、特別指定刑務所に送られ、非政治犯と分けて拘束されるのが一般的である。当局は一部の著名政治犯を他の収監者と完全に隔離した。⁷⁵
- 3.14.5** 収監者及び被拘禁者の数は公表されなかったが、NGO 国際刑務所研究センター (International Centre for Prison Studies) の報告によれば、2011 年半ば時点の受刑囚は 113,018 人で、このうち 10.9 パーセントが女性であった。当局は青少年と成人をおおむね別々に収容したが、空きがないことを理由に、短期間だけ青少年を成人と一緒に収容することもあった。刑期は極度に長くなる可能性があるが、当局は犯した罪に対する最大刑期を超えて受刑者を服役させることはなかった。刑務所オンブズマンはなく、

⁷⁴ 2013 年 4 月 19 日に公表された米国務省、人権状況国別報告書 2012、ベトナム編、第 1 節 <http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

⁷⁵ 2013 年 4 月 19 日に公表された米国務省、人権状況国別報告書 2012、ベトナム編、第 1 節 <http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

非暴力犯罪者を監禁する代替方法も検討されなかった。刑務所管理者は適正な記録を保持せず、統計データが矛盾することもあった。⁷⁶

3.14.6 収監者の家族との面会は毎月1回30分に制限され、2012年を通じて、家族は収監者に対する食料及び寝具の差入れをおおむね許可された。収監者は宗教を公然と実践する権利も教典及び聖書を閲読する権利も許されなかったが、当局は、ローマカトリック神父で民主化活動家の(2011年7月に再逮捕された)グエン・バン・リー神父には、聖書の所有、祈祷及び他の受刑者との交流を許可した。収監者は刑務所上層部及び司法当局に対する不服申立てを検閲なしに提出することを許可されたが、不服申立ては通常取り上げられなかった。赤十字国際委員会は許可を受けていたが、2012年を通じて、刑務所の視察訪問を要請又は実施しなかった。⁷⁷

3.14.7 結論: ベトナム国内の刑務所の状況は劣悪で、過密状態、不十分な食事及び劣悪な衛生状態が特に問題であるが、諸条件が第3条の基準に達する見込みは低い。従って、申請者がベトナムへの帰還時における収監の真の危険を立証できる場合でも、人道的保護の付与はおおむね適切ではない。

3.14.8 ただし、拘禁が特定の状況において、特定の個人に第3条に反する扱いを引き起こす可能性を判断するためには、個々の事案の個人的要因、起こり得る拘禁期間、考えられる拘禁施設の種類及び、個人の年齢及び健康状態等の関連する要因を検討するべきである。個々の事案において、扱いが第3条の基準に達する場合は、人道的保護の付与が妥当になる。

4. 未成年者が自己の権利で申請を行う場合

4.1 庇護申請又はHPを認定されなかった、自己の権利で申請する未成年者は、その子どもが送還される国で、安全且つ適正な受入れ状況が実施されていることを大臣が得心する場合にのみ、送還してもよい。

4.2 現時点では、ベトナム国内に家族がいない未成年者に対し、適正な他の受入れ状態、支援及び養護が実施されていることを納得する十分な情報がない。帰還できない未成年者は、保護・養育者のいない未成年者(Unaccompanied Asylum Seeking Children)(UASC)として許可を検討するべきである。

4.3 2005年庇護希望者規則(受入れ状況)の規則6は、庇護申請の提出後可能な限り速やかに、UASCの家族を追跡する努力を行う一方で、この努力が子ども及び/又は子どもの家族の安全を脅かさないようにするよう大臣に義務付けている。UASCの家族を追跡する努力に役立てるために利用可能なベトナム国内のインフラに関する情報は、ベトナムの出

⁷⁶ 2013年4月19日に公表された米国務省、人権状況国別報告書2012、ベトナム編、第1節
<http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

⁷⁷ 2013年4月19日に公表された米国務省、人権状況国別報告書2012、ベトナム編、第1節
<http://www.state.gov/documents/organization/204463.pdf>

身国情報から入手できる。

- 4.4 担当者は、安全且つ適正な受入れ状況の利用可能性、UASC の裁量許可及び家族の追跡を評価する際の詳細情報について、庇護指令：[子どもの庇護申請の処理](#)を参照すべきである。家族の追跡に関する追加情報は [KA \(Afghanistan\) & Others \[2012\] EWCA civ1014](#) における上訴裁判所の判決に関する [暫定ガイダンス](#) から入手できる。

5. 治療が必要な場合

- 5.1 庇護申請が却下され、出身国では受けることが不可能又は困難な治療が必要であることを理由に残留を希望する個人は、これが ECHR に基づく義務と一致しない場合でも、出身国に送還してはならない。担当者は各事案の個々に要因を慎重に検討した上で、当該国での治療の利用可能性について、利用可能な最新の出身国情報を参照すべきである。この情報が容易に入手できない場合は、情報請求を COI 局(COIS)に提出すべきである。
- 5.2 ECHR の第 3 条に定める基準は高い。これは、出身国で必要な治療が受けられるかどうか又は困難でないかどうかという単純な問題ではない。判例 [N \(FC\)v SSHD \[2005\] UKHL31](#) において貴族院(House of Lords)が下した判断によれば、これは、「申請者が尊厳をもってその生を全うできる治療法が自国にない場合には、当該申請者から現在受けている治療機会を剥奪し、自国に送還して死期を早めることが非人間的な扱いになるような重篤な段階に申請者の疾病が達している(瀕死状態である)か否かという問題である。」この判断は 2008 年 5 月に、欧州人権裁判所によって支持された。
- 5.3 この基準は第二層審判所(UT)において引き続き追従され、UT は判例 [GS and EO \(Article 3 – health cases\) India \[2012\] UKUT 00397\(IAC\)](#) の中で、送還に起因する治療の中止により寿命を著しく縮めることは、第 3 条の義務に関わる極めて例外的な事案にはなり得ないと述べた。しかし、UT は、子ども、差別による治療の拒否、内戦又は類似する人為作用による資源不足に関する事案では、高い基準アプローチからの逸脱を認めるとした。
- 5.4 従って、英国内での治療の結果申請者の病状が改善又は安定化しており、追放された場合に重篤又は致命的な再発に至る見込みがあるという事実だけでは、ECHR の第 3 条に反する追放の非人間的な扱いにはならない。どの事案も、出身国の諸条件に照らして個別に検討しなければならないが、申請者は通常、帰還が不可能な例外的な状況、つまり、申請者が末期疾患の最終段階にあり、帰還時に医療機関又は家族の支援を受けられる見込みがない等の、人道的配慮が不可欠であることを示す必要がある。
- 5.5 当該申請者の事情及び国内の状況から判断して送還が第 3 条又は第 8 条に反すると担当者が考える場合は、裁量による在留許可の付与が妥当になる。かかる事案は裁量による在留許可を認める前に、常に、上級の担当者に委任されるべきである。担当者は、裁量による在留許可の適切な認定期間について、[裁量による在留許可](#)に関する庇護指令を参照すべきである。

6. 帰還

- 6.1** 英国に滞在する法的根拠がない、申請を却下された庇護希望者のベトナムへの強制帰還を排除する政策はない。
- 6.2** 庇護又は人権擁護申請の事柄本来の是非を考慮する際に、渡航書類の取得の問題又は他の問題等の帰還の実際に影響を与える要因を検討すべきではない。ただし、申請に扶養家族が含まれる場合は、移民規則を踏まえて、その家族の帰還時の状況を検討すべきである。
- 6.3** 送還しない理由として申請者が提示するもので、過去に考慮したことがない病状は、利用可能な最新の出身国情報及び事案の背景事情に基づいて全面的に調査しなければならない。送還が正しい行動方針であるかどうかについては、[強制送還の指示及びガイダンスの第53章8](#)に従って意思決定を下すべきである。
- 6.4** ベトナム国籍者は、(a) 申請者が英国を出国する手配を自分で行う場合は自身で英国を出国する、(b) 英国移民局が手配する、自主出国手続きを利用して英国を出国する又は、(c) 自主的帰還支援(AVR)計画のいずれか1つに従って英国を出国するという、3つの方法のうちいずれか1つでベトナムのいずれかの地域に自主帰還することができる。
- 6.5** AVR 計画は内務省に代わって (Refugee Action)が実施する。この団体は、渡航書類の取得及び航空券の予約並びに、ベトナムでの再統合支援に関する助言及び支援を提供する。この計画は 1999 年に設立され、庇護申請の決定又は上訴の結果の待機者及び申請を却下された庇護希望者が自由に利用できるものである。この機会を利用してベトナムへの帰還支援を希望するベトナム国籍者は、Refugee Action に連絡させるべきである。詳細は Refugee Action のウェブサイト：www.choices-avr.org.uk で確認できる。

内務省
業務制度変革
業務政策・規程部
国別訴訟チーム
2013年6月